

しまねの建設担い手確保・育成補助金（ICT等建設産業生産性向上事業）

【令和5年度 公募要領】

島根県土木部土木総務課

1 ICT等建設産業生産性向上事業について

本事業は、ICT技術を活用すること等により、業務の効率化、長時間労働の是正、危険な箇所の作業の機械化等を進め、建設現場の生産性の向上と就労環境の改善を図ることを目的として、設備投資等に係る経費の一部を補助するものです。

2 補助事業の内容

1）補助対象経費：機械設備／ソフトウェア等の導入費（リースの場合は、解約不可かつリース料総額の現在価値がリース物件購入金額の90%以上であるものについて令和6年3月分まで対象）

2）補助率：補助対象経費の1／3以内

3）補助上限額及び採択予定件数：測量機器・ソフトウェア類…100万円、15件
ICT建設機械 …500万円、5件

（注）ICT建設機械として対象となるもの

- ・三次元マシンコントロール機能又は三次元マシンガイダンス機能を有する建設用機械（例：ブルドーザー、バックホウ、モータグレーダー等）
- ※建設用機械の本体を新たに導入する場合に限る。

4）補助対象者：次の要件を全て満たす建設業者、測量業者及び建設コンサルタント

【要件】

・以下のいずれかを有していること。 建設業許可、測量業者登録、建設コンサルタント登録、建築士事務所登録
・大企業から50%以上の出資を受けていないこと。
・ICT等建設産業生産性向上事業実施要領第2条の規定に基づく事業計画を提出し、補助対象者として採択を受けること。
・島根県内に主たる営業所を有すること。
・島根県税の滞納がないこと。
・暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 法人等が、暴力団ではないこと。 法人等の役員等が暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
・補助事業が県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

3 申請までの手続き

- 1）ICT等建設産業生産性向上事業計画に必要書類を添付し、県に提出します。
- 2）県は提出された書類による審査を実施し、対象事業者を決定します。
- 3）採択された事業者は、補助金交付申請書に必要書類を添付し、県に提出します。

4 事業計画の提出期間

この補助金の交付申請に必要な事業計画の提出期間は、令和5年4月7日（金）から令和5年6月30日（金）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）です。

押印は不要ですので、メールでの提出が可能です。郵送は補正等に時間を要しますので、可能な限り、添付書類も含めてメールでの提出をお願いします。

5 提出書類

- ・ ICT等建設産業生産性向上事業計画（様式第1号）
- ・ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の申請書の写し
※申請者が建設業者の場合：申請書別紙の「6 経営力向上の内容（3）具体的な実施事項」に、事業分野別指針の「四 生産性向上に関する事項 イICT施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i-Constructionの推進」に係る実施事項が記載されているもの
※申請者が測量業者・建設コンサルタントの場合：申請書別紙の「6 経営力向上の内容（3）具体的な実施事項」に、自社の生産性向上だけでなく、建設現場における生産性向上に資する実施事項も記載されているもの
- ・ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定書の写し（認定申請中の場合は認定後に追加提出可能）

（注）経営力向上計画の認定は中国地方整備局が行います。
この認定申請については、下記を参考にしてください。

【中小企業庁】申請の手引き・申請様式等

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【中国地方整備局】提出方法等

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keieiryoku/index.html>

- ・ 県税の納税証明書（全税目について未納の徴収金がないことの証明）の写し
- ・ 直近2期分の決算書
- ・ 対象経費の見積書
- ・ その他事業内容の確認に必要な書類（製品カタログ・パンフレット等）

6 公表

補助事業の採択を受けた事業者名及び事業の概要は、県ホームページ等で公表します。

7 申請様式

島根県土木総務課ホームページで公開しています。必ず最新の様式を使用してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>

8 注意事項

- ・ 交付決定日以後に発注・契約し、年度内に納品・支払を完了することが必要です。
- ・ 補助事業完了後に提出いただく実績報告書により経費内容を確認し、補助金の額を確定した後補助金を交付します。
- ・ 税抜き50万円以上の設備等は、補助事業が完了し補助金の支払を受けた後でも5年間は処分（補助事業目的外の使用、譲渡、担保提供、貸付、廃棄等）が制限されます。
- ・ 補助対象外となる主な経費
 - 1）交付決定前に発注・契約・購入・支払等をしたもの
 - 2）事業を実施した年度に支払が完了しないもの（決済日が次年度の手形払など）
 - 3）保守料・保証料・ライセンス料など
 - 4）消費税及び地方消費税
- ・ 政治資金規正法の規定により、交付決定の通知を受けた日から1年間は政党等への寄附行為に制限があります。詳細は県選挙管理委員会ホームページを確認ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane_senkyo/kifu.html

事業計画の提出・お問合せ先

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室（担当：岡本）

メール：k-ninaite@pref.shimane.lg.jp

〒690-8501 松江市殿町8（県庁南庁舎5階） 電話：0852-22-5835 FAX：0852-22-5782